

令和2年かすみがうら市議会第4回定例会

市長提出議案概要書

令和2年11月20日

かすみがうら市

目 次

○ 条例に関する議案〔 9 件 〕

議案第 52 号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	1
議案第 53 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	2~3
議案第 54 号	かすみがうら市職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	4~5
議案第 55 号	かすみがうら市長等ゝ損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について【新規】	6
議案第 56 号	かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	7~8
議案第 57 号	かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例等ゝ一部を改正する条例の制定について【一部改正】	9
議案第 58 号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	10
議案第 59 号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	11
議案第 60 号	かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等ゝ基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	12

○ 予算に関する議案〔 4 件 〕

議案第 61 号	令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）	13～20
議案第 62 号	令和 2 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）	21～22
議案第 63 号	令和 2 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）	23
議案第 64 号	令和 2 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	24～25

○ 財産の取得に関する議案〔 1 件 〕

議案第 65 号	小中学校学習者用コンピューター機器等の取得について	26
----------	---------------------------	-------	----

○ その他の議案〔 7 件 〕

議案第 66 号	湖北環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び湖 北環境衛生組合同規約の変更について	27
議案第 67 号	つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体数の減少 及び同公平委員会規約の変更について	28
議案第 68 号	市道路線の廃止について	29～30
議案第 69 号	市道路線の廃止について	31～32
議案第 70 号	市道路線の廃止について	33～34
議案第 71 号	市道路線の変更について	35～36
議案第 72 号	市道路線の変更について	37～38

議案第52号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特 例に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】
--------	---

1 要 旨

国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、令和2年10月7日に出された人事院勧告に伴い、特定任期付職員の期末手当について、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの。

2 内 容

(1) 期末手当支給月数の改定

ア 令和2年度の支給月数（合計3.35月）

・0.05月分を12月期で引下げ

6月期 1.7月（変更なし）

12月期 1.7月⇒1.65月

（0.05月の引下げ）

イ 令和3年度以降の支給月数（合計3.35月）

・6月期と12月期の支給月数を平準化

6月期 1.7月⇒1.675月

（0.025月の引下げ）

12月期 1.7月⇒1.675月

（0.025月の引下げ）

3 施行年月日

令和2年11月30日

ただし、令和3年度以降の支給月数の改定については、令和3年4月1日から施行する。

〔 総務部：総務課 〕

議案第53号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】
--------	---

1 要 旨

国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、令和2年10月7日に出された人事院勧告に伴い、令和2年度及び令和3年度以降の期末手当について、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの。

2 内 容

(1) 期末手当支給月数の改定

ア 令和2年度の支給月数（合計3.35月）

・0.05月分を12月期で引下げ

6月期 1.7月（変更なし）

12月期 1.7月⇒1.65月

（0.05月の引下げ）

イ 令和3年度以降の支給月数（合計3.35月）

・6月期と12月期の支給月数を平準化

6月期 1.7月⇒1.675月

（0.025月の引下げ）

12月期 1.7月⇒1.675月

（0.025月の引下げ）

ウ 対象者：市長、副市長、教育委員会教育長

※市議会議員についても、本条例の例により引き下げとなる。

3 施行年月日

令和2年11月30日

ただし、令和3年度以降の支給月数の改定については、令和3年4月1日から施行する。

[総務部：総務課]

議案第54号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	---

1 要 旨

国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、令和2年10月7日に出された人事院勧告に伴い、令和2年度及び令和3年度以降の期末手当について、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの。

2 内 容

給与勧告及び報告の骨子（一部抜粋）
○本年の給与勧告及び報告のポイント
ボーナスを引下げ、月例給の改定なし
① ボーナスを引下げ（△0.05月分）、民間の支給状況等を踏まえ 期末手当の支給月数に反映
② 月例給は、民間給与との較差（△0.04%）が極めて小さく、 適切な改定が困難であることから、改定を行わない。

(1) 再任用職員以外の期末手当の支給月数の改定

ア 令和2年度の期末手当の支給月数

(期末手当と勤勉手当の合計4.45月)

・期末手当0.05月分を12月期で引下げ

6月期 1.3月 (変更なし)

12月期 1.3月⇒1.25月

(0.05月の引下げ)

勤勉手当 (変更なし)	
6月期	0.95月
12月期	0.95月

イ 令和3年度以降の期末手当の支給月数

(期末手当と勤勉手当の合計4.45月)

・期末手当0.05月分を6月期と12月期で引下げ

6月期 1.3月⇒1.275月

(0.025月の引下げ)

12月期 1.3月⇒1.275月

(0.025月の引下げ)

3 施行年月日

令和2年11月30日

ただし、令和3年度以降の支給月数の改定については、令和3年4月1日から施行する。

[総務部：総務課]

議案第 5 5 号	かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例の制定について【新規】
<p>1 要 旨</p> <p>地方自治法の改正に伴い、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を条例で定めることができるとされたことから、損害賠償責任の一部免責の基準等を定めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 市長等が賠償の責任を負う額から市長等に係る基準給与年額に、次に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>ア 市長 6</p> <p>イ 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4</p> <p>ウ 農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 2</p> <p>エ 市の職員 1</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：総務課 〕</p>	

議案第56号	かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>重点施策などに迅速かつ的確に対応し、効率的な行政運営と行政サービスの更なる向上のための執行体制を整備するため、行政組織機構の一部見直しに伴い、条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 部の再編</p> <p>ア 企業誘致及び商工部門と産業振興部門の連携強化を図るため、「商業、工業及び労政」に関する業務を「市長公室」から「都市産業部」へ移管する。移管に伴い、「都市産業部」を「産業経済部」に名称変更し、「地域未来投資推進課」を「市長公室」から「産業経済部」へ移管する。</p> <p>イ 都市政策部門と建設部門の連携強化を図るため、「都市計画、開発、公園緑地、建築指導及び土地区画整理」に関する業務を「都市産業部」から「建設部」へ移管する。移管に伴い、「建設部」を「都市建設部」に名称変更し、「都市整備課」を「都市産業部」から「都市建設部」に移管する。</p> <p>ウ ICTに関する業務に重点的に取り組むため、「行政改革」に関する業務を「行財政改革・公共施設等マネジメント推進室」から「市長公室」へ移管し、施設整備・管理に関する業務を「行財政改革・公共施設等マネジメント推進室」に置く。移管等に伴い、「行財政改革・公共施設等マネジメント推進室」を「公共施設等マネジメント推進室」に名称変更する。</p>	

3 施行年月日

令和3年4月1日

[市長公室：政策経営課]

議案第 5 7 号	かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>市行政組織の改編に伴い、あじさい館多目的室を使用廃止とするとともに、平成 2 8 年度より教育委員会から市長部局に所管替えしている実情を踏まえ、現状に合わせた改正が必要であるため、かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例等の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市行政組織の改編に伴い、多目的室を使用廃止することから多目的室を削り、あじさい館の所管を教育委員会から市長部局に変更する。 <p>(2) かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉館の所管を教育委員会から市長部局に変更する。 <p>(3) かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市行政組織の改編に伴い、あじさい館多目的室を使用廃止するため。 <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日</p> <p>ただし、経過措置として施行の際、改正前に使用許可を受けている者の多目的室の利用については、従前の例による。</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：介護長寿課 〕</p>	

議案第 5 8 号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 2 6 4 号）が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を 4 3 万円（現行：3 3 万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 3 年 1 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：国保年金課 〕</p>	

議案第59号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>租税特別措置法及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 租税特別措置法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期譲渡所得に係る課税の特例 <p>(2) 介護保険法施行令の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス利用の際、自己負担割合に係る判定基準の見直し <p>3 施行年月日</p> <p>令和3年1月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：介護長寿課 〕</p>	

議案第60号	かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	--

1 要 旨

立地適正化計画に基づき、市街化区域の居住誘導区域等の人口密度の低下を抑止すること、また、都市再生特別措置法第88条に規定する居住誘導区域外の開発行為等の届出等の義務化に鑑み、区域指定制度による許可対象建築物の用途を改正するため、条例の一部を改正するもの。

2 内 容

改正前 (第二種低層住居専用地域並み)	改正後
自己用住宅	自己用住宅
専用住宅(非自己用)、共同住宅 等	-
兼用住宅(自己用)	兼用住宅(自己用)
兼用住宅(非自己用)	-
店舗(自己用)	店舗(自己用)
店舗(非自己用)	-
事務所、作業所(自己用)	事務所、作業所(自己用)
事務所、作業所(非自己用)	-
幼稚園、小学校、中学校、高等学校 神社、寺院、教会、診療所、保育所、 老人ホーム 等	- ※他の許可要件の適用可能

3 施行年月日

令和4年4月1日

[都市産業部：都市整備課]

議案第61号	令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）
--------	---------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ5億6千346万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ253億3千105万9千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
地方特例交付金	20,000	16,941	36,941
地方交付税	4,740,382	168,921	4,909,303
国庫支出金	7,309,806	57,847	7,367,653
県支出金	1,393,394	53,137	1,446,531
繰入金	1,363,567	32,363	1,395,930
繰越金	423,422	71,968	495,390
諸収入	371,514	162,292	533,806
歳入合計	24,767,590	563,469	25,331,059

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
議会費	144,949	△27	144,922
総務費	6,252,158	43,369	6,295,527
民生費	6,312,886	205,616	6,518,502
衛生費	2,780,060	△12,810	2,767,250
労働費	26,088	176	26,264

農林水産業費	723,468	9,931	733,399
商工費	1,090,838	267,174	1,358,012
土木費	1,548,820	1,542	1,550,362
消防費	1,173,231	△13,998	1,159,233
教育費	2,621,706	62,496	2,684,202
歳出合計	24,767,590	563,469	25,331,059

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出(事業)	補正額	事業担当課
ア 議会費の事業費		
職員等人件費	225	総務課
市議会運営事業	△252	議会事務局
イ 総務費の事業費		
職員等人件費	17,824	総務課
新生児特別定額給付金事業(政策)	20,115	健康づくり増進課
公有財産調整事業(政策)	10,263	行財政改革・公共施設等マネジメント推進室
企画調整事業(政策)	△21,000	政策経営課
あじさい館管理事業	8,192	介護長寿課
市税賦課事務事業	2,410	税務課
住民基本台帳事業	5,565	市民課
ウ 民生費の事業費		
職員等人件費	△6,616	総務課
国民健康保険特別会計繰出事業	△3,582	国保年金課
社会福祉施設整備事業(政策)	22,033	介護長寿課

障害者自立支援事業	9,545	社会福祉課
医療福祉事業	3,187	国保年金課
後期高齢者医療事業	616	国保年金課
介護保険特別会計繰出事業	1,533	介護長寿課
児童扶養手当事業	775	子ども家庭課
児童手当事業	1,273	子ども家庭課
保育所事業	300	子ども家庭課
保育所事業（政策）	1,680	子ども家庭課
広域委託事業	2,431	子ども家庭課
私立保育所事業（政策）	43,599	子ども家庭課
認定こども園事業	88,126	子ども家庭課
家庭的保育等事業	2,059	子ども家庭課
放課後児童健全育成事業（政策）	2,820	大塚児童館・ふれあいセンター
生活保護等総務事業	25,837	社会福祉課
生活保護等扶助事業	10,000	社会福祉課
エ 衛生費の事業費		
職員等人件費	△6,232	総務課
感染症対策事業	2,465	健康づくり増進課 介護長寿課
母子保健事業	△9,043	健康づくり増進課
オ 労働費の事業費		
職員等人件費	176	総務課
カ 農林水産業費の事業費		
職員等人件費	2,400	総務課

	農業振興事業	1,190	農林水産課
	畜産振興事業（政策）	1,632	農林水産課
	土地改良整備支援事業（政策）	4,709	農林水産課
キ	商工費の事業費		
	職員等人件費	6,646	総務課
	中小企業対策事業（政策）	△70,468	地域未来投資推進課
	商工振興事業（政策）	330,996	地域未来投資推進課
ク	土木費の事業費		
	職員等人件費	1,542	総務課
ケ	消防費の事業費		
	職員等人件費	△13,998	総務課
コ	教育費の事業費		
	職員等人件費	626	総務課
	教育委員会事務局運営事業	105	学校教育課
	小学校コンピューター設置事業（政策）	35,702	学校教育課
	中学校コンピューター設置事業（政策）	20,250	学校教育課
	千代田公民館管理事業	5,813	千代田中地区公民館

[市長公室：政策経営課]

令和2年度 一般会計補正予算第8号 R021130第4回定例会

No	事業	内 容	単 位	単 位 : 千円
1	市議会運営事業			△252
		議員期末手当		
2	新生児特別定額給付金事業（政策）			20,115
	市	新生児特別定額給付金（給付額10万円×200人分） 令和2年4月28日生れ～令和3年4月1日生れを対象		20,000
3	公有財産調整事業（政策）			10,263
		旧下大津小学校解体工事設計業務委託		
4	企画調整事業（政策）			△21,000
	市	新型コロナウイルス感染症対策スマホ決済ポイント還元業務委託 当初29,643千円 実績見込み8,000千円		
5	あじさい館管理事業			8,192
		事務室改修工事		4,290
		事務室用備品		3,768
6	市税賦課事務事業			2,410
	市	確定申告電話予約システム業務委託		1,176
	市	窓口用キャッシュレスPOSレジ購入 1台		1,234
7	住民基本台帳事業			5,565
	市	証明書交付用タブレット機器購入 3台		1,865
	市	窓口用キャッシュレスPOSレジ購入 3台		3,700
8	国民健康保険特別会計繰出事業			△3,582
9	社会福祉施設整備事業（政策）			22,033
		地域医療介護総合確保基金事業補助金 介護職員宿舎施設整備事業		
10	障害者自立支援事業			9,545
		障害者自立支援給付審査支払等システム改修委託		990
		国庫負担金及び県負担金等超過交付返還金		8,555
11	医療福祉事業			3,187
		医療福祉費等補助金返還金		

No	事業	内	容	単位：千円
12	後期高齢者医療事業			616
		後期高齢者医療特別会計繰出金		
13	介護保険特別会計繰出事業			1,533
14	児童扶養手当事業			775
		国庫負担金等超過交付金返還金		
15	児童手当事業			1,273
		電子申請操作説明動画作成業務委託		363
		児童手当等手続きの電子化（スマホ等で手続き可能）		
		国庫負担金等超過交付金返還金		910
16	保育所事業			300
		消耗品費（マスク等衛生用品・感染防止消耗品）		
17	保育所事業（政策）			1,680
		市 新型コロナウイルス感染症対策従事者慰労金 56人×3万円		
18	広域委託事業			2,431
		広域公立入所委託		1,110
		広域私立入所委託		1,321
19	私立保育所事業（政策）			43,599
		私立保育所への各種補助金		
		主食代補助金、送迎バス補助金、民間保育所補助金、子ども・子育て支援交付金、障害児保育事業補助金		6,086
		新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金		3,400
		市 新型コロナウイルス感染症対策従事者慰労金 211人×3万円		6,330
		国庫補助金等返還金		27,783
20	認定こども園事業			88,126
		市内私立認定こども園給付費		
		※当初：神立幼稚園・くりのみ自然幼稚園2園分見込む		85,381
		令和2年4月1日付で美並未来みなみこども園が区分変更により増額		
		施設等利用費（認可外保育施設）		1,638
		国庫補助金等返還金		1,107

No	事業	内 容	単 位 : 千 円
21	家庭的保育等事業		2,059
		市内地域型保育給付費 家庭的保育事業事業者給付	
22	放課後児童健全育成事業（政策）		2,820
		市 新型コロナウイルス感染症対策従事者慰労金 94人×3万円	
23	生活保護等総務事業		25,837
		国庫負担金等超過交付返還金	
24	生活保護等扶助事業		10,000
		生活扶助費	8,000
		介護扶助費	2,000
25	感染症対策事業		2,465
		疾病予防対策事業委託（新型コロナウイルス検査委託） PCR検査16,500円×100件、通知等郵送料1万円	1,660
	市	備品購入費	
		サーマルカメラ（非接触式スタンド型体温検知器）7個 655千円 ノータッチ式ディスペンサー（自動消毒噴霧器）7個 150千円	805
		設置場所：千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎、あじさい館、 やまゆり館、中央出張所、イベント用、各種健診用	
26	母子保健事業		△9,043
		妊婦・乳児健診委託 ※受診者減少	
27	農業振興事業		1,190
		産地生産基盤パワーアップ事業補助金	
28	畜産振興事業（政策）		1,632
		家畜防疫予防事業推進補助金 CSF（豚熱）ワクチン接種補助	
29	土地改良整備支援事業（政策）		4,709
		県単土地改良上乗せ補助金：9地区	
30	中小企業対策事業（政策）		△70,468
	市	「新しい生活様式」に対応したビジネスモデル構築支援事業補助金 当初見込150社 申請見込47社 差引103社分減額	△14,068
	市	事業継続給付金 当初見込450社 申請見込168社 差引282社分減額	△56,400

No	事業	内 容	単 位：千円
31	商工振興事業（政策）		330,996
	市	商品券販売引換手数料	2,124
	市	かすみエールプレミアム商品券発行運營業務委託	17,418
	市	かすみエールプレミアム商品券交付金 17,521世帯X2万円X0.9	315,378
	市	新型コロナ対策消費喚起割引チケット交付金	△3,924
32	教育委員会事務局運営事業		105
		夜間学級連絡協議会負担金	
33	小学校コンピュータ設置事業（政策）		35,702
	市	GIGAスクール対応家庭学習用ソフトウェア等 2,070台分	
34	中学校コンピュータ設置事業（政策）		20,250
	市	GIGAスクール対応家庭学習用ソフトウェア等 1,181台分	
35	千代田公民館管理事業		5,813
		千代田公民館軽量鉄骨倉庫解体工事	4,862
		千代田講堂照明及び駐車場街路灯交換工事	951
36	職員等人件費		2,593
	合 計		563,469

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

2 表中市とあるのは新型コロナウイルス感染症に対して市が取り組む独自事業

議案第62号	令和2年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
--------	---------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ199万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ41億5千400万6千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	305,934	△3,582	302,352
繰越金	1	1,588	1,589
歳入合計	4,156,000	△1,994	4,154,006

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	50,707	△3,582	47,125
保健事業費	45,042	1,588	46,630
歳出合計	4,156,000	△1,994	4,154,006

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
職員等人件費	△4,572	総務課
一般管理事業	990	国保年金課

イ 保健事業費の事業費

特定健康診査等事業	1,588	健康づくり増進課
-----------	-------	----------

[市民部：国保年金課]

議案第63号	令和2年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
--------	----------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ77万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ8億8千477万円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	498,980	616	499,596
国庫補助金	0	154	154
歳入合計	884,000	770	884,770

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	3,520	770	4,290
歳出合計	884,000	770	884,770

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
後期高齢者医療一般管理事業	770	国保年金課

[市民部：国保年金課]

議案第64号	令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第3号)
--------	-----------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3千702万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ36億6千983万6千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	762,607	1,391	763,998
繰入金	609,767	3,275	613,042
繰越金	4,815	32,355	37,170
歳入合計	3,632,815	37,021	3,669,836

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	99,348	2,924	102,272
地域支援事業費	108,551	△5	108,546
諸支出金	4,817	34,102	38,919
歳出合計	3,632,815	37,021	3,669,836

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出(事業)	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
職員等人件費	141	総務課
一般管理事業	2,783	介護長寿課

イ 地域支援事業費の事業費

職員等人件費	△5	総務課
--------	----	-----

ウ 諸支出金の事業費

国庫支出金等返還事業	1,739	介護長寿課
一般会計繰出事業	32,363	介護長寿課

[保健福祉部：介護長寿課]

議案第65号

小中学校学習者用コンピュータ機器等の取得について

1 要 旨

小中学校学習者用コンピュータ機器等の取得について、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

- (1) 取得する財産 小中学校学習者用コンピュータ機器等
- (2) 概 要 Chrome OS端末 3,251台
- (3) 取得金額 146,262,490円
- (4) 相手方 大阪府大阪市中央区島町2-4-12
ミカサ商事株式会社
代表取締役 中西 日出喜

(参考)

納入期限 令和3年2月26日

〔総務部：検査管財課〕

議案第66号	湖北環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び湖北環境衛生組合同規約の変更について
<p>1 要 旨</p> <p>組合を組織する地方公共団体のうち、土浦市が令和3年3月31日をもって組合から脱退し、令和3年4月1日から組合を石岡市、かすみがうら市及び小美玉市をもって組織することとし、併せて組合の議員定数も変更する必要が生じたため、組合同規約の一部を改正するにあたり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>湖北環境衛生組合同規約（昭和43年地指令第176号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（1） 第2条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成市を、4市（石岡市・かすみがうら市・土浦市・小美玉市）から3市（石岡市・かすみがうら市・小美玉市）へ変更。 <p>（2） 第3条第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「、土浦市に係るものについては、旧新治村の区域（平成18年2月19日現在の新治村の区域をいう。）を対象とし」を削る。 <p>（3） 第5条第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合議員の数を、16名（石岡市7名・かすみがうら市4名・土浦市2名・小美玉市3名）から14名（石岡市7名・かすみがうら市4名・小美玉市3名）へ変更。 <p>3 施行年月日</p> <p>令和3年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：生活環境課 〕</p>	

議案第 6 7 号	つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体数の減少及び同公平委員会規約の変更について
<p>1 要 旨</p> <p>令和 3 年 3 月 3 1 日をもって新治地方広域事務組合が解散することに伴い、つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体のうちから新治地方広域事務組合を削り、同公平委員会規約を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 3 項で準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 第 1 条中「掲げる市等」を「掲げる市」に、「関係市等」を「関係市」に改め、同条第 4 号の「(4) 新治地方広域事務組合」を削る。</p> <p>(2) 第 6 条第 1 項中「関係市等」を「関係市」に改める。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 3 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 監査委員事務局 〕</p>	

議案第68号

市道路線の廃止について

1 要 旨

道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

下土田地内に位置する路線を廃止するもの。

(1) 廃止しようとする路線

ア 路線名 市道8-1911号線

イ 延長 48.00メートル

[建設部：道路課]

路線廃止位置図



議案第69号

市道路線の廃止について

1 要 旨

道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

下土田地内に位置する路線を廃止するもの。

(1) 廃止しようとする路線

ア 路線名 市道8-1912号線

イ 延長 78.00メートル

[建設部：道路課]

路線廃止位置図



常磐高速道路

中根橋

起点

【路線廃止箇所】

市道8-1912号線
起点：下土田1491番1
終点：下土田1520番5
延長：78.00m

終点

1557

土田

議案第70号

市道路線の廃止について

1 要 旨

道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

市川地内に位置する路線を廃止するもの。

(1) 廃止しようとする路線

ア 路線名 市道8-2378号線

イ 延 長 65.00メートル

[建設部：道路課]

路線廃止位置図



議案第71号	市道路線の変更について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>深谷地内に位置する路線の一部を廃止し、変更するもの。</p> <p>(1) 変更しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道1236号線</p> <p>イ 延 長 (旧) 214.16メートル (新) 156.81メートル</p> <p>[建設部：道路課]</p>	

路線変更位置図

変更前路線

変更後路線



議案第72号

市道路線の変更について

1 要 旨

道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

田伏地内に位置する路線の一部を廃止し、変更するもの。

(1) 変更しようとする路線

ア 路線名 市道5259号線

イ 延長 (旧) 113.43メートル

(新) 16.00メートル

[建設部：道路課]

路線変更位置図

変更前路線



変更後路線

